



申12号「電気部門の变革2022」に関する申し入れ（第3回交渉）その3

1月17日に行った第1回交渉では、6項の議論で要員規模や職場配置の示し方を巡り、議論がかみ合わずに中断しました。第2回交渉では【電気部門の新たな新幹線体制の確立について】の項目は後の議論として、14項から再開し39項目までの議論を終え、再度6項目から議論しました。

第6項 新幹線統括部門と技術センター、メンテナンスセンターの要員規模と、主な業務のフローを作成すること。

・要員規模については、各支社が示し、地方において議論を行うものである。 **継続議論**

■支社から技セに移管する業務

- ① 次年度設備投資計画と修繕計画の案の作成
- ② 単価契約工事の発注
- ③ 検修工事の発注

■支社から新幹線統括本部に移管する業務

- ① 技セへの予算通達
- ② 研修計画や実施
- ③ 設計確認
- ④ 審査業務

- ・監督官庁、自治体等の対応は、基本的に技セが担当する。運輸局や自治体等の対応で、一部拠点メセの対応もある。
- ・地方において施策の議論に必要なデータや根拠などは示していく。

第7項 拠点メンテナンスセンターには、企画・管理、総務、安全指導・保安グループに相当する担当者を専任で配置すること。

第8項 拠点メンテナンスセンターには、副所長を配置し、教育体制の充実、部外対応等の決裁の円滑化を図ること。また、拠点メンテナンスセンター以外のメンテナンスセンターには副メンテナンスセンター長を配置すること。

- ・拠点メセに副所長を配置する。 **確認!!**
- ・技セのようなグループの設置や専属の担当者の配置は考えていない。
- ・安全指導に関わることは、副所長や助役の役割である。
- ・メセに副メセ長の配置は考えていない。

第9項 新幹線部門における異動については、各エリアの技術センター内での異動を基本とし、在来線の支社エリアをまったく異動は本人の希望がある場合に限ること。

- ・施策の実効性が高まるように配置をしていく。
- ・一人一人の希望を丁寧に把握するように努めていく。
- ・社員の生活設計を踏まえた人事異動を行っていく。
- ・納得しないままの人事異動を会社は望まない。

第10項 直轄の技術力維持向上のために、各メンテナンスセンターは以下の設備保守を行うこと。

- ① 電力：変電所を各メセごとに1箇所以上担当すること。
- ② 通信：4線以上の駅もしくは車両基地を各メセごとに1箇所以上担当すること。

- ・電力：保守エリアの区分を変えない。変電所を持っていないのは北上メセだけである。遮断器の検査量は確保しており、メセごとに大きな差は無い配置になっている。
- ・通信：直轄・外注の区分を変えることはない。受け持つ装置数を考慮した配置である。

次回の交渉は1月23日です！11項から議論します！